

# 平成30年度 豊田市新製品・新技術等開発補助金 応募の手引き

豊田市産業部ものづくり産業振興課 ものづくり創造拠点担当（ものづくり創造拠点 SENTAN 2 階）

電話 0565-47-1250 FAX 0565-47-1252 E-mail monozukuri-sozo@city.toyota.aichi.jp

とよた産業ナビ HP (<https://sangyounavi.toyota.aichi.jp/kaihatsu.html>) 様式のダウンロードはこの HP から

Facebook <http://www.facebook.com/t3navi>

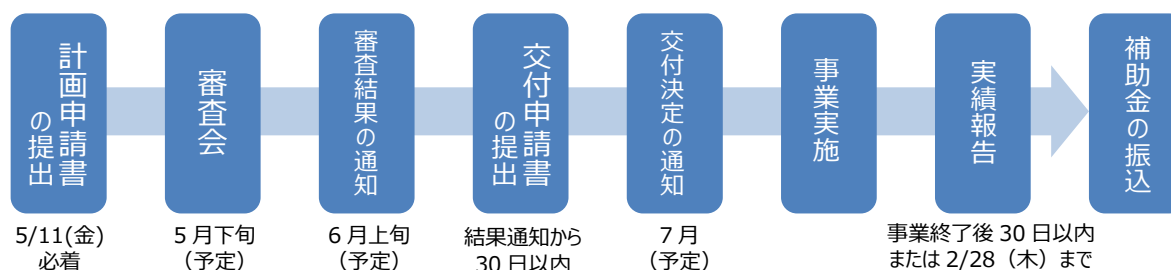


※当該補助金にかかる予算について平成30年3月豊田市議会定例会で可決されなかったときは、  
本案件は無効となります。

## 1 目的

この補助金は、豊田市内に事業所を有する中小企業者が新製品・新技術等の開発を進めていくために必要な経費の一部を補助することにより、競争力の向上を図るとともに新事業展開への意欲を醸成し、本市の産業振興に寄与することを目的としています。

## 2 申請手続きの流れ



## 3 補助対象者

以下の全てを満たす事業者とします。

- (1) 市内に事業所<sup>※1</sup>があること。
- (2) 中小企業者<sup>※2</sup>であること。
- (3) 豊田市暴力団排除条例（平成23年9月29日条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (4) 豊田市に納付すべき市税を滞納していないこと。

※1 市内事業所が開発の拠点である場合に限りです。

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

主たる事業の業種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」はいずれかの要件を満たしていれば中小企業者となります。

## 4 補助対象となる事業

以下の全てを満たす事業とします。

- (1) 製造業又は建設業に係る事業
- (2) 新製品・新技術等の開発に係る事業

次のいずれかに該当すること。

- ア 新製品の開発
- イ 新サービス等の開発
- ウ 新物質、新素材又は新材料の開発・利用技術の確立

- 工 新システム又は新工法の技術の開発
- オ 生産、加工又は処理のための新技術・新工法の開発

(3) **具体的な開発**（実施設計、試作、改良、試験等）に係る事業とその市場開拓に必要な調査及び広告宣伝等の販売促進に係る事業

※市場開拓に必要な調査及び広告宣伝等の販売促進のみに係る事業で具体的な開発行為を伴わない事業は対象になりません。

(4) 国、県、その他の機関から、同一事業へ補助金等の交付を受けていないこと。

## 5 募集する補助対象事業の区分

補助対象経費（詳細は6 補助対象経費 をご確認ください）の額により2つの区分に分かれます。

通常枠	補助対象経費が200万円超の事業
小規模開発枠	補助対象経費が20万円以上200万円以下の事業

## 6 補助対象経費

(1) 補助対象経費について

① 専門家指導等謝礼金	本事業の遂行のために必要に応じて依頼した技術アドバイザー等の専門知識を有する者に支払う謝金と旅費 ※本事業に係る申請書等の作成、税務申告や決算書作成等に係る中小企業診断士や税理士等に支払う謝礼・報酬は、補助対象になりません。
② 調査等の外部委託費	本事業遂行のために必要に応じて行ったマーケティング調査や実現可能性調査等の外部委託調査に要する経費
③ 原材料費及び副材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副材料の購入に要する経費
④ 機械、装置、工具等の購入費及び使用料	試作品の開発に必要な機械、装置、工具等の購入や借用・リースに要する経費 ※ただし、単価50万円（税抜き）未満のものに限ります。 ※パソコン・プリンター等の汎用性があるものは補助対象になりません。
⑤ 設計、外注加工等の外部委託費	試作品の開発に必要な設計や加工等の一部を外部に委託する場合の経費 ※外部委託が大半を占める事業や技術的課題の解決そのものを委託する事業は、審査により不採択となる場合があります。 ※金型製作費・外注費については、当該製作又は購入した金型が、加工技術の確立や試作品・見本品の作成に係るものであれば補助対象とします（量産のための金型製作・外注は補助対象となりません）。
⑥ 性能、品質等の試験評価費	性能分析や品質検査等を外部の機関に依頼する場合の経費
⑦ 知的財産権の取得に向けた費用	本事業と密接に関連する特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料等の経費 ※日本の特許庁に納付される出願料等や、拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費は、補助対象になりません。 ※知的財産権の取得について、国、県、その他の制度により補助金等を受けている場合は、補助対象になりません。

⑧ 製品見本等の製作費	販売促進のためのデモ機や見本品等の製作に要する経費 ※有料で頒布・貸与するものの製作に要する経費は、補助対象になりません。
⑨ 展示会等への出品費その他の販売促進費	・展示会出展に係る小間料、運搬費、装飾費 ・開発した新製品等に関するちらし、パンフレット、ウェブページ等の制作に要する経費 ※即売を目的とする展示会への出展費用、ちらし・パンフレット等の増刷やウェブページの管理費・サーバ代は、補助対象になりません。 ※展示会への出展について、他の制度により補助金を受けている場合や豊田市が事業費の全部又は一部を負担しているもの（とよたビジネスフェア、産業フェスタ等）は補助対象になりません。
⑩ 会議室等の使用料	本事業の遂行に必要な調査・打合せ等を行う会議室等の使用に要する経費 ※事業所等の借り上げに要する賃料、光熱費、敷金等は補助対象になりません。

## (2) 補助対象経費全般での留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費は、補助対象事業にかかった経費として明確に区分できるもので、<u>実績報告日まで（補助事業の完了から30日以内又は2月28日のいずれか早い日）に領収書等で金額及び支払い実績が確認できる経費のみが対象となります。</u></li> <li>・自社で行う場合の人件費等の経費や、共同開発において共同開発者間での取引に係る経費は、補助対象になりません。</li> <li>・原則として、<u>交付決定日より前に発注、購入、契約等したものは、補助対象になりません。</u></li> <li>・電話代等の通信費、商品券等の金券、事務用品等の備品・消耗品費、飲食・接待等の費用、不動産の購入費、旅費（専門家に支払うものを除く）、振込手数料、支払利息及び遅延損害金、公租公課、その他公的な資金の用途として<u>社会通念上不適切と認められる経費は、補助対象になりません。</u></li> <li>・消費税は、補助対象経費から除外して算定してください。</li> </ul>
--

## 7 補助金の額等

### (1) 補助率

補助率は、通常枠・小規模開発枠のいずれの区分も、**補助対象経費の2分の1**以内です。  
(予算の範囲内で決定します。)

### (2) 補助限度額

	初年度	2年度目	合計
通常枠（重点分野等）	500万円	500万円	1,000万円
通常枠（重点分野等以外）	300万円	300万円	600万円
小規模開発枠	100万円	—	100万円

- ・同一事業について、通常枠は連続2年度以内、小規模開発枠は1年度の補助となります。
- ・補助対象経費が20万円未満の事業は、補助対象になりません。

《重点分野等》

<p>①重点産業分野</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 277 619 376">次世代モビリティ分野</td> <td data-bbox="619 277 1391 376">次世代自動車（PHV、EV、FCV、クリーンディーゼル等）、航空宇宙関連、鉄道（リニア関連）、パーソナルモビリティその他、輸送機器関連の先進技術など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 376 619 474">環境・エネルギー分野</td> <td data-bbox="619 376 1391 474">再生可能エネルギー関連システム、燃料電池、蓄電池、レアメタルの再生、製材（国産材使用）、水素など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 474 619 573">IT・次世代ロボット分野</td> <td data-bbox="619 474 1391 573">機械・機器に組込むシステム開発、医療・福祉・災害・業務（清掃、警備、点検）・農林関連ロボットなど</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 573 619 654">ヘルスケア・食品製造分野</td> <td data-bbox="619 573 1391 654">医薬・医療関連、食品・飲料製造など</td> </tr> </table>	次世代モビリティ分野	次世代自動車（PHV、EV、FCV、クリーンディーゼル等）、航空宇宙関連、鉄道（リニア関連）、パーソナルモビリティその他、輸送機器関連の先進技術など	環境・エネルギー分野	再生可能エネルギー関連システム、燃料電池、蓄電池、レアメタルの再生、製材（国産材使用）、水素など	IT・次世代ロボット分野	機械・機器に組込むシステム開発、医療・福祉・災害・業務（清掃、警備、点検）・農林関連ロボットなど	ヘルスケア・食品製造分野	医薬・医療関連、食品・飲料製造など										
次世代モビリティ分野	次世代自動車（PHV、EV、FCV、クリーンディーゼル等）、航空宇宙関連、鉄道（リニア関連）、パーソナルモビリティその他、輸送機器関連の先進技術など																		
環境・エネルギー分野	再生可能エネルギー関連システム、燃料電池、蓄電池、レアメタルの再生、製材（国産材使用）、水素など																		
IT・次世代ロボット分野	機械・機器に組込むシステム開発、医療・福祉・災害・業務（清掃、警備、点検）・農林関連ロボットなど																		
ヘルスケア・食品製造分野	医薬・医療関連、食品・飲料製造など																		
<p>② 共同開発</p>	<p>2者以上が契約に基づき自己の保有する経営資源を活用して主体的に共同で行う事業</p> <p>※共同開発の条件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1者が7割を超える開発費用を負担していないこと。</li> <li>・ 単に外部委託先である場合や、技術の導入指導にとどまるものは、共同開発とはなりません。</li> </ul>																		
<p>③農山村地域</p>	<p>農山村地域の事業所で行う事業</p> <p>※旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区、下山地区と旧豊田市の一部</p> <table border="1" data-bbox="459 1016 1391 1581"> <tr> <th colspan="2">旧豊田市の一部に該当する町名</th> </tr> <tr> <td>矢並小学校区</td> <td>矢並町、山中町</td> </tr> <tr> <td>西広瀬小学校区</td> <td>枝下町、西広瀬町</td> </tr> <tr> <td>東広瀬小学校区</td> <td>石野町、国附町、小峯町、下室町、力石町、富田町、東広瀬町、押沢町、藤沢町、松嶺町、勘八町（長根）</td> </tr> <tr> <td>中金小学校区</td> <td>城見町、中金町、中切町、野口町、芳友町</td> </tr> <tr> <td>上鷹見小学校区</td> <td>小呂町、上高町、滝見町、千鳥町、寺下町、成合町、勘八町（勘八・不動平）</td> </tr> <tr> <td>滝脇小学校区</td> <td>滝脇町、林添町、長沢町</td> </tr> <tr> <td>豊松小学校区</td> <td>坂上町、石楠町、豊松町、松平町</td> </tr> <tr> <td>御作小学校区</td> <td>上川口町、下川口町、御作町</td> </tr> </table>	旧豊田市の一部に該当する町名		矢並小学校区	矢並町、山中町	西広瀬小学校区	枝下町、西広瀬町	東広瀬小学校区	石野町、国附町、小峯町、下室町、力石町、富田町、東広瀬町、押沢町、藤沢町、松嶺町、勘八町（長根）	中金小学校区	城見町、中金町、中切町、野口町、芳友町	上鷹見小学校区	小呂町、上高町、滝見町、千鳥町、寺下町、成合町、勘八町（勘八・不動平）	滝脇小学校区	滝脇町、林添町、長沢町	豊松小学校区	坂上町、石楠町、豊松町、松平町	御作小学校区	上川口町、下川口町、御作町
旧豊田市の一部に該当する町名																			
矢並小学校区	矢並町、山中町																		
西広瀬小学校区	枝下町、西広瀬町																		
東広瀬小学校区	石野町、国附町、小峯町、下室町、力石町、富田町、東広瀬町、押沢町、藤沢町、松嶺町、勘八町（長根）																		
中金小学校区	城見町、中金町、中切町、野口町、芳友町																		
上鷹見小学校区	小呂町、上高町、滝見町、千鳥町、寺下町、成合町、勘八町（勘八・不動平）																		
滝脇小学校区	滝脇町、林添町、長沢町																		
豊松小学校区	坂上町、石楠町、豊松町、松平町																		
御作小学校区	上川口町、下川口町、御作町																		
<p>④ 新規創業</p>	<p>新規創業者が行う事業</p> <p>※補助対象年度前年度（平成29年4月1日）から計画申請書提出日までに、新たに開業・会社設立した者が申請者であること</p>																		
<p>⑤ 第二創業</p>	<p>第二創業者が行う事業</p> <p>※補助対象前年度（平成29年4月1日）から計画申請書提出日までに事業承継により代表者が交代しその登記を行った者が申請者であること</p>																		

## 8 補助金の交付

- ・原則として、実績報告書の提出後、交付額を確定したのち、ご指定の口座への振込となります。  
(実績報告書の提出から1か月半～2か月後となります。)
- ・なお、所定の様式等を提出することで、実績報告書の提出前(事業完了前)に補助金の交付を受けることができます(補助金の概算払)。

## 9 応募件数

補助事業は、区分にかかわらず、1事業者につき同一年度で1件のみ申請ができます。

## 10 申請手続きの概要

### (1) 申請期間

**平成30年4月3日(火)～5月11日(金) ※必着**

書類に不備等があった場合は受け付けられませんので、とよたイノベーションセンター(ものづくり創造拠点内)や事務局への事前確認をお勧めします。

### (2) 提出先

〒471-0023 ものづくり創造拠点 SENTAN 豊田市拳母町2-1-1  
豊田市 産業部 ものづくり産業振興課 ものづくり創造拠点担当

### (3) 提出方法

**持参又は郵送**

### (4) 提出書類

- |                      |                                   |
|----------------------|-----------------------------------|
| ・計画申請書(様式第1号)        | ・決算書(法人)又は確定申告書(個人)               |
| ・申請事業計画書(様式第2号(その1)) | ・共同事業であることを証明する契約書等 <sup>※1</sup> |
| ・役員名簿(様式第2号(その2))    | ・税務署受付印のある開業届の写し <sup>※2</sup>    |
| ・社歴(法人)又は経歴書(個人)     | ・その他市長が必要と認める書類                   |
| ・登記簿謄本(法人)又は住民票(個人)  | ※1...共同開発のみ      ※2...個人の新規創業のみ   |

### (5) その他

- ・申請書は、募集開始日から、とよた産業ナビホームページ(<http://sangyounavi.toyota.aichi.jp>)でダウンロードできます。また、申請にあたっては、応募の手引きと豊田市新製品・新技術等開発補助金交付要綱をご確認ください。
- ・申請書は所定の様式を使用し、紙媒体で1部提出してください。
- ・申請書提出後に、必要に応じ、追加説明資料の提出を依頼したり、事業内容に関するヒアリングを行う場合があります。
- ・提出書類は審査のためにのみ使用します。なお、提出書類は返却しません。

## 1 1 審査基準

	通常枠	小規模開発枠
	(例)	(例)
市場性・収益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化後の売上見込みが適切か</li> <li>・売上見込みを達成するための販売計画が適切か</li> <li>・補助金の投入額に対して想定される売上・収益とその実現性が高いか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化後の売上見込みが適切か</li> <li>・売上見込みを達成するための販売計画が適切か</li> <li>・補助金の投入額に対して想定される売上・収益とその実現性が高いか</li> </ul>
優位性・新規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会一般的に見て新規性があるか、既存類似品と比べて著しく優位性があるか</li> <li>・技術的課題が明確であり、自社の競争力が高まるような開発的要素があるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社での新規性があり、既存類似品に比べて優位性があるか</li> <li>・技術的課題が明確であり、自社の競争力が高まるような開発的要素があるか</li> </ul>
実現性・計画性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政面・組織面・技術面から見て事業遂行が可能か</li> <li>・実現可能な事業計画が立てられているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政面・組織面・技術面から見て事業遂行が可能か</li> <li>・実現可能な事業計画が立てられているか</li> <li>・専門家等の助言を受けながら事業を遂行する体制ができているか</li> </ul>
公益性・模範性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支予算額が適切に算出されているか</li> <li>・市内地域産業への波及効果があるか</li> <li>・市内の製造業・建設業等のモデルとなる取組か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支予算額が適切に算出されているか</li> <li>・市内地域産業への波及効果があるか</li> </ul>

## 1 2 審査及び結果通知について

提出書類について審査を行い、補助採択可否を決定します。

### (1) 審査方法

審査基準に基づき、豊田市新製品・新技術等開発補助事業審査会（以下、審査会）で審査を行います（非公開）。原則、書面審査としますが、必要に応じてヒアリングや現地確認を行う場合があります。

### (2) 審査結果の通知

審査結果については、決定後速やかに、申請事業者に文書で通知します。

### (3) その他

- ・採択にあたって、申請内容等の変更を依頼する場合があります。
- ・採択となった場合には、事業者名・住所・業種・事業計画名・事業概要・補助金額等を報道機関やホームページ等に発表することがあります。また、事業の成果について、必要に応じて事業説明会等で発表していただくことがあります。
- ・予算の関係上、補助金申請額の満額を交付できない場合があります。

## 1 3 補助採択されたあとは

- ・補助採択の通知日から30日以内に、交付申請書を提出してください。
- ・交付決定を受けた後、補助事業の計画内容を変更したり中止する場合は、すみやかに市に変更・中止の報告をし、変更交付申請書を提出してください。なお、大幅な変更又は中止となる場合、審査により、交付決定額の全額又は一部が減額されることがあります。
- ・同一事業が国、県、他の機関等の補助事業に採択され、それを受ける場合は、すみやかに市に辞退届を提出してください。なお、この場合、交付決定は取り消されます。
- ・事業完了後、30日以内又は2月28日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- ・補助事業に係る会計書類は5年間保存してください。
- ・補助事業の完了後も補助事業に関係する調査等へのご協力をお願いします。
- ・補助事業の完了後も、補助事業で取得したり効用が増加した機械等を適切に管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用をしてください。
- ・本事業の要綱や交付決定時の条件に違反したとき、補助事業の申請・報告等で不正な行為があったとき、補助金の運用を不相当と認めるときは補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることがあります。